

米沢市教育等に関する施策の大綱並びに米沢市教育振興基本計画の策定について

1 策定の目的

本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、地方公共団体の長がその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされたことを受けて、平成 28 年度に、平成 29 年度から令和元年度までを計画期間とする「米沢市教育等に関する施策の大綱」を策定した。この度、この期間満了を迎えることから、次期教育大綱を策定するものである。

また、教育委員会では、「教育基本法」の規定に基づき、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 期米沢市教育・文化計画」を策定して施策を推進しているが、こちらも期間満了を迎えることから、「米沢市教育振興基本計画」と名称を変更し、次期計画を策定するものである。

2 概要

(1) 教育大綱

- ① 計画期間：令和 2 年度から令和 5 年度
- ② 策定体制：市長及び教育委員会で構成する総合教育会議において協議する。
(総合教育会議の役割として法律に規定)
- ③ 内 容：教育の目標や施策の根本的な方針
(市長及び教育委員会は策定した大綱の下にそれぞれ所管する事務を執行する。)

(2) 教育振興基本計画

- ① 計画期間：令和 3 年度から（計画期間の終期は検討委員会において検討）
- ② 策定体制：各分野の代表による「米沢市教育振興基本計画検討委員会」を設置し、計画案を作成する。（委員構成は下記のとおり）
 - ◇学校教育分野（小学校、中学校、幼稚園、保育園）
 - ◇社会教育分野（社会教育、コミセン、生涯学習）
 - ◇文化分野 ◇スポーツ分野 ◇PTA ◇経済分野
 - ◇公募委員なお、検討委員会に課題の整理や施策案の検討等を行うため、上記各分野の中堅層 18 名で構成するワーキンググループを設置する。
- ③ 内 容：教育の目標や施策体系（基本構想・基本計画）
 - *教育大綱と教育振興基本計画は、理念や基本構想を共有する必要があるため、総合教育会議と検討委員会において連携、調整を図りながら進める。

3 今後の予定

年 度	教育大綱	教育振興基本計画
令和元年度		
10月25日	第1回総合教育会議	
12月19日		第1回検討委員会
1月下旬～ 2月上旬	第2回総合教育会議	第2回検討委員会
3月	第3回総合教育会議(確定)	
令和2年度		(年度内に4～5回程度開催)
10月下旬		検討委員会での最終案を教育委員会へ提出
1月		パブリックコメント実施
2月		教育委員会で議決、議会報告

<イメージ図>

